回　覧

令和８年１１月１１日

町内会の皆様へ

萱場町内会　会長　赤間　周四郎

# 集会所の利用について

日頃より集会所の使用にあたりましてご協力を賜り、感謝申し上げます。

集会所利用の際は、今までとほぼ変わりませんが、阿部　一照様に空き状況を確認し鍵の受け渡しを行ってください。

今回新たに、【集会所利用申込書】という様式を作成いたしました。
利用の際は、申込書を記入し阿部様にお渡し願います。

集会所は、今後も皆様が快適に利用できるよう運営していきますので、ご協力をお願いいたします。

※　「集会所使用・運営規定」ならびに「集会所使用申込書」は、
福島市電子町内会にもアップロードしてあります。

# 集会所使用申込書

申込日：　　年　　月　　日

| | | | |
|---|---|---|---|
| ふりがな | | 男・女 | 年　月　日生<br>（　　）歳 |
| 利用者<br>氏　名 | | | |
| 電話番号 | | 携帯番号 | |
| FAX番号 | | メール<br>アドレス | |
| ふりがな | | 職業（勤務先） | |
| 申込者<br>氏　名 | | | |
| 申込者<br>住　所 | | | |
| 申込者<br>電話番号 | | 申込者<br>携　帯 | |

| | | | |
|---|---|---|---|
| | 使用日時と使用時間<br>年　月　日　午前・午後　時　分から<br>年　月　日　午前・午後　時　分から | | |
| 受付年月日 | 年　月　日 | 受付者<br>氏　名 | |

# 萱場集会所使用・運営規定

（目　的）

第１条　この規約は、萱場集会所（以下「集会所」という）の使用と運営に必要な事項を定めることを目的とする。

（運営管理）

第２条　集会所の運営管理は、町内会で選出した委員があたる。（町内会役員が兼務してもよい）

（運営委員会）

第３条　委員は互選により、会長１名、副会長１名、委員２名を決め運営委員会を構成する。

２　委員の任期は、２年とする。ただし再任は妨げない。

３　運営委員会は、毎会計年度終了後に年間の活動及び収支等を町内会総会で報告し、承認を得ることとする。

（集会所の使用）

第４条　集会所は、地域住民の親睦、福利厚生及び交流の施設として使用することを原則とする。

２　町内会及び会員が使用しない日で、運営委員会が使用を認めるときは、他の団体などに使用させることができる。

（使用の制限）

第５条　集会所は、次の各号に該当する場合は使用を制限又は禁止することができる。

（１）　町内会又は会員の利益に反するとき。

（２）　公序良俗に反するとき。

（３）　危険物を持ち込んで使用しようとしたとき。

（４）　その他運営委員会が、使用を適当でないと認めるとき。

（使用の申し込み）

第６条　集会所を使用する者は、使用日の前々日までに集会所使用申込書を運営委員会へ提出し、使用の許可を受けることとする。

（集会所使用料）

第７条　集会所の使用料は有料とする。ただし、会の運営のための会合及び会員相互の交流などに使用する場合は、無料とする。

２　集会所の使用料は別表に定める金額とする。

（使用時間）

第８条　集会所の使用時間は次の通りとする。

（１）午前　　午前８時００分から午前１２時００分まで

（２）午後　　午後１時００分から午後５時００分まで

（３）夜間　　午後５時００分から午後９時００分まで

（使用者の義務）

第９条　使用者は、集会所の使用にあたっては次の各号に掲げる事項を遵守すること。

（１）使用後は清掃のうえ整理整頓し机、椅子などの備品を現状に復すること。

（２）退出の際は、火気及び戸締りを確認すること。

（３）使用者が故意または重大な過失により、施設及び備品などを破損した場合には、その損害を賠償するものとする。

（維持管理）

第１０条　集会所の建物及び付帯施設について、修繕及び取替えの必要性を運営委員会が認めた場合には、速やかに町内会に報告し、その決定に従い維持管理にあたるものとする。その場合の必要な経費については、町内会が負担する。

（規約の改正）

第１１条　この規約を改正又は変更しようとする場合には、総会の議決を経るものとする。

（委　員）

第１２条　この規約に定めるもののほか、施行上必要な事項については、町内会及び運営委員会に委任する。

付則

この規約は、令和８年４月１日から施行する。

別表

| 使用者 | 使用料（単位　円） | | |
|---|---|---|---|
| | 午前 | 午後 | 夜間 |
| サークル活動団体 | 2,000 | 2,000 | 2,000 |
| 営利目的のもの | 3,000 | 3,000 | 3,000 |
| その他 | 4,000 | 4,000 | 4,000 |